

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第101号 平成21(2009)年1月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

2009年の年明けにあたって

古田史学の会・東海

会長 竹内 強

新年明けましておめでとうございます。

2008年から9年にかけて、日本では雇用の問題など大変な年になりました。日本だけでなく世界中で大不況が嵐のように吹きまくっています。

元旦に届いた年賀状に「先の見えない、新時代、真の歴史学の出番です。」（「古田史学の会」古賀事務局長）とありました。

私もその通りだと思います。歴史学は大きな社会的な変動の時必ず見直されてきました。私たちの記憶の新しいところでは、第二次大戦後でした。それまでの皇国史観から現在の歴史観になりました。その皇国史観もまた明治維新が大きな契機となったことは明らかです。

現在の歴史学界の中で孤立しているように見えても、それは必ず変化するのです。その日のために真の歴史学、古田史学を学び、広げましょう。

古代逸年号から『日本書紀』の改刪を論究したものです。

『日本書紀』の改刪について(1)

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

平成20年9月例会で、『皇年代記』（一条兼良著、冷泉家時雨亭叢書第48巻、影印版、朝日新聞社発行）に、異説として記述されている古代逸年号を紹介しました。

また、細書きで、『日本記』に記載されている年号群（孝徳朝に大化・白雉、天武朝に朱雀・白鳳・朱鳥、持統朝に朱鳥・大記）を本朝年号であるとして記述されている。そして、このような年号群を有する文献も多々有ると紹介しました。

それ故、『皇年代記』の細書きと『日本書紀』の大宝以前の年号を比較して、『日本書紀』は改刪されたのではないかと報告しました。

今回、その先行論文（重松明久著「白鳳時代の年号の復元的研究」『日本歴史』319号、昭和49年12月発行）を知りましたので紹介します。

表 1

『皇年代記（抜粋）』

天神七代	繼體天皇	善記	正和	教到	安閑天皇	宣化天皇	僧聰	欽明天皇	明要	貴樂	法清	兄弟	藏知	師安	知僧	金光	敏達天皇
...	應神五世孫 彥主人之子 治廿五年 壽八十二 繼體十三年也 但善記以下年號皆異說也	二 三 四 五	二 三 四 五	二 三 四 五	繼體第一子 治二年 壽七十 寅 甲	繼體第二子 治四年 壽七十三 辰 丙	繼體第一子 治卅二年 壽六十三 甲 庚	繼體第一子 治卅二年 壽六十三	二 三 四 五 六 七 八	九 十 十一	百濟國貢佛像經論 吾朝佛法始也 二	二 三 四	二 三 四 五	二 三 四 五	二 三 四 五	宇佐宮八幡大菩薩 顯坐 二	欽明第二子 治十四 壽四十八

賢稱	鏡常	勝照	用明天皇	崇峻天皇	端正	推古天皇	吉貴	願轉	光乱	定居	倭京繩	仁王	舒明天皇	聖德	僧要	命長	皇極天皇	孝德天皇
三 四 五 六	二 三 四 五 六	守屋大臣雄略塔 二 三 四 五 六	欽明第四子 治二年 壽 二 三	欽明第三子 治五年 壽七十三 申 戊	二 三 四 蘇我馬子宿弥奉弑天皇	欽明中女 敏達妃 女帝 治卅六年 壽七十三 丑 癸	沈水香浮海出口 造元眞寺 七 三 四 五 六	二 三 四 聖德太子定十七条憲法	太子講勝鬘經天雨 □華三十八□ 三 四 五 六	太子達達磨大師 四 五 六	二月五日聖德太子薨 年四十九 二 三 四 五	敏達孫 押坂大兄之子 治十三年 壽四十九 二 三 四 五 六	敏達曾孫 茅渟王之女 女帝 治三年 壽 三 四 五	皇極弟 治十年 壽 三 四 五	皇極弟 治十年 壽 三 四 五	皇極弟 治十年 壽 三 四 五	皇極弟 治十年 壽 三 四 五	皇極弟 治十年 壽 三 四 五

常色	白雉	齊明天皇	白鳳	天智天皇	天武天皇	朱雀	大化	持統天皇	大長	文武天皇	大寶	慶雲	
日本記大化元年 是本朝年號始也 六	日本記白雉元年 七 道昭和尙造宇治橋	皇極重祚也 舒明妃 治七年 壽六十八 四 五 六 七	舒明第二子 母皇極 治十年 壽 八 九 六 七	興福寺維摩會始也 比時山階寺也 七	天智弟 清御原□□ 治十五年 壽 九 十 十一 十二 十三 十四 十五	日本記朱雀元年 治十五年 壽 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 廿一 廿二	日本記白鳳元年 十二月始有大嘗會 十一月依皇后病造□川寺 廿 廿一 廿二	日本記朱鳥元年 廿 廿一 廿二	天智第二女 天武妃女帝 治十年 壽 二 三 四 五 六	日本記朱鳥二年 日本記大化元年 二 三 四 五 六	諱輕 天武孫 草壁太子子 治十一年 壽卅五 六 七 八 九	三月廿八日改元、 大寶以下年號皆正說也 五月十日改元 二 三 四	...

2 冷泉家時雨亭叢書^{*1}『皇年代記』について

(1) 作成時期、作成者

『皇年代記』は、奥書に

此一冊、以一条禅閣御自筆本、令書写訖
尤可為証本者歟

文明十天林鐘十七書之

従三位為廣(花押)

と記述されており、令泉為廣が、文明十(1478)年林鐘(六月)十七日、一条禅閣(兼良)^{*2}の自筆書を書写したもので、為廣が30年間座右の書としていました。

(2) 内容

逸年号に関する記事は、表1のとおりです。

- ・ 歴代の天皇について
「諱、天皇の第何子、治世年数、崩御の寿令」を簡略に記述しています。また、即位年干支が記述されています。
- ・ 古代逸年号について
「継体」年号は記載されて無く、「善記～大長(朱鳥なし)」の31個を記述しています。年号・年数のみで、元年干支は記述されていません。
- ・ 記事について、
簡略に細書きで記述されています。

また、逸年号と重複して、孝徳朝に大化・白雉、天武朝に朱雀・白鳳・朱鳥、持統朝に朱鳥・大記が『日本記』に記載されていると述べています。

(3) 古代逸年号

ア 善記元年の細書で^{繼體十三年也}但善記以下年號皆異説也と記述されており、大寶以前の年号群は異説としています。

なお、「善記」年号については、「元年は継体13年、通用期間は5年間」としていますが、「大宝元年」から逆算及び天皇即位年干支から、「元年は継体15年、期間は4年」の誤りと思われます。

イ 年号の名称・通用期間、元年干支(天皇即位年干支ね・、通用期間から推定)から、丸山晋司氏が唱える「丸山モデル」と類似しています。なお、年号の名称の内、3年号が異称となっています。『皇年代記』では「蔵知」が「丸山モデル」では「蔵和」に、以下「端正」が「端政」、「光乱」が「光充」

(4) 細書年号

年号に関する細書きを抽出すると、表2のとおりです。

表2 『皇年代記』における年号に関する細書記事

西暦	干支	逸年号	天皇	天皇年数	細書記事(年号・年数)
519	己亥	善記 1年	継体天皇	13年	繼體十三年也 但善記以下年號皆異説也
522	壬寅			16年	※天皇即位年・他の年号、継体16年、「善記4年」が正しい
645	乙巳	命長 6年	孝徳天皇	1年	日本記大化元年 是本朝年號始也
650	庚戌	常色 4年		6年	日本記白雉元年
672	壬申	白鳳 12年	天武天皇	1年	日本記朱雀元年
673	癸酉	白鳳 13年		2年	日本記白鳳元年
686	丙戌	大化 1年		14年	日本記朱鳥元年
687	丁亥	大化 2年	持統天皇	1年	日本記朱鳥二年
695	乙未	大長 4年		9年	日本記大記元年
701	辛丑	大寶 1年	文武天皇	5年	三月廿八日改元、大寶以下年號皆正説也

*1 「冷泉家時雨亭叢書」とは、歌人の藤原俊成・藤原定家の子孫であり、歌道の家として知られる冷泉家(藤原定家の孫冷泉為相を初代)に伝わる古文書・古写本—冷泉家には、俊成・定家の自筆本や、定家の自筆日記『明月記』をはじめ、日本文学や日本中世史の研究上、貴重な資料を所蔵—を発刊した叢書です。

*2 一条兼良(1402～1481年)は、室町時代(応仁の乱前後)の公卿・摂政関白で、当時の人々からは、「日本無双の才人」と評され、兼良自身、「菅原道真以上の学者である」と豪語しただけあって、その学問の対象は幅広く、有職故実の研究から、和歌、連歌、能楽などにも詳しく、その死に対して、「五百年來この才学無し」とまでいわれるほど、惜しまれた人物です。(「ウィキペディア」による。)

表 4

『皇年代記』と同様な年号を有する文献

上段:年号期間、下段:元年干支

文 献 名	大化	白雉	朱雀	白鳳	朱鳥	大化	作 成 年 代	作 成 者	出 典 書 物	備 考
皇年代記 (施年号註書)	〈5〉 乙巳	〈5〉 庚戌	〈1〉 壬申	〈14〉 癸酉	〈9〉 丙戌	大記 〈6〉 乙未	一条兼良 (1402~1481)	一条兼良	『冷泉家時雨亭叢書』 第48巻	
扶桑略記	5 乙巳	5 庚戌	1 壬申	14 癸酉	— —	— —	堀河天皇 (1087~1107)	皇円	『国史大系』第12巻	
皇代記 付年代記	5 戊辰	5 癸酉	1 戊寅	13 戊寅	7 辛卯	3 戊戌	近衛天皇 (1142~1155)	不明	西尾市岩瀬文庫	大記 = 大化?
簾中抄 (帝王御次第)	5 —	5 —	1 —	13 —	8 —	4 —	近衛天皇時代 (1151~1155)	藤原資隆	『冷泉家時雨亭叢書』 第48巻	
愚管抄 (巻1皇代年代記)	5 乙巳	5 庚戌	1 壬申	13 壬申	8 丙戌	4 乙未	順徳天皇 (1220)	慈円	『改定史籍集覧』 第2冊	
皇代記	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	後宇多天皇 (1274~1287)	不明	『群書類定』第3輯	
歴代皇紀 (皇代替)	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	洞院公賢 (1291~1360)	洞院公賢	『改定史籍集覧』第18冊 (西尾市岩瀬文庫)	
日本皇帝系図	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	10 —	4 —	花園天皇 (1308~1318)	不明	『続群書類定』第5輯	
皇代略記	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	8 丙戌	3 乙未	後花園天皇 (1428~1464)	不明	『続群書類定』第4輯上	
皇年代略記	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	後柏原天皇時代 (1500~1526)	不明	『群書類定』第3輯	
皇年代系記	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	桜町天皇時代 (1735~1747)	不明	『改定史籍集覧』第19冊	

注 1 『皇年代記』

〈 〉の数字は、元年から元年までの期間。(白雉での期間は、他の文献に準じた。)

2 『皇代記付年代記』

- ① 大化元年戊辰は天智7年(即位年)、以下「戊辰」を基準として記載されている。
- ② 持統天皇條に「大化三年 元年戊戌」と記載されているが、文武天皇の「大宝三年」條に「元年辛丑 大記四年三月廿一改元」(※大記元年は戊戌)と記載有。

3 『歴代皇記』

持統天皇條と文武天皇條の間に「自神武天皇元年辛酉至大化三年丁酉千三百五十七年 巳上冊一代載日本紀 仏滅度後千六百卅六年云々」

4 『皇代略記』

- ① 持統天皇條では、「大化三元年甲午。去三月癸巳。近江國都賀山體泉出爲瑞。十五。草壁太子。早世。仍立之。」と記載されているが、文武天皇條では、「大化三年丁酉(※元年:乙未)二月立太子。同八月一日甲子即位」により、「大化元年:乙未」とした。(他の文献では、文武天皇條と同じ。)

- ③ 「白鳳」の通用期間は13年であるが、異説として14年)

5 『皇年代略記』

- ① 持統天皇條の首書で「日本紀。……朱鳥三年三月、……大化三年……文武元大化丁酉……」と記載有り。
- ② 文武天皇條の首書で「大化四年庚子(※元年丁酉、文武元年)」と記載有り。

6 『愚管抄』

- ① 日本古典文学大系では「孝徳天皇 十年 元年甲寅、イ乙巳」と記載されている。また、頭注で「甲寅は白雉五年で孝徳崩御の年」としている。
- ② 原文:大化元年己巳、己巳=天智8(669)年。「乙巳」の誤書写で「己巳」?
- ③ 大化元年の干支は記述されていないが、本文に、即位年を「乙巳年」としている。大化六年の干支を白雉元年干支とした。

7 『日本皇帝系図』

- ① 「朱鳥十」:持統天皇條の「治十 朱鳥十。」による。
- ② 「大化四」:文武天皇條の「治十一 大化四、大寶三、慶雲四。(大化四の元年:丁酉)」による。

孝徳天皇元年に対応する命長六年に

六 日本記大化元年
是本朝年號始也

と記述し、本朝年号として大化始め6年号を記述しています。

現『日本書紀』と比較すると、表3のとおりで、現『日本書紀』の年号に、「朱雀、白鳳、大記」が追加され、朱鳥1年が朱鳥7年としています。

(5) 特徴

『皇年代記』の特徴は、大宝以前の年号（古代逸年号）を異説としながら本文に記述し、本朝年号は逸年号の注書（細書）で記述していません。

なお、大宝以後の年号については、正説として本文に記述しています。

また、史書を『日本記』としていることです。

これらから推測すると、一条兼良は現『日本書紀』ではなく、『日本記』を史書としているこ

とと、古代逸年号の存在（異説として）を認めていると思われます。

表3 大宝以前年号比較表

天皇	年号	皇年代記	日本書紀
孝徳	大化	5年（乙巳）	5年（乙巳）
	白雉	5年（庚戌）	5年（庚戌）
天武	朱雀	1年（壬申）	—
	白鳳	13年（癸酉）	—
持統 文武	朱鳥	8年（丙戌）	1年（丙戌）
	大記	4年（乙未）	—

※1 年数は通用期間、『皇年代記』は元年干支から推定
2 『日本書紀』の朱鳥は「天武」

3 『日本書紀』の改削

(1) 『皇年代記』類似の文献

『皇年代記』と同じような年号群を有している文献は、表4のとおりです。

表5 『日本書紀』編纂にかかる記事

文献名	天皇名	記	出典
日本書紀	天武天皇	天武十三（681年）年三月……丙戌、天皇御宇大極殿以詔川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首令記定帝紀及上古諸事。	日本古典文学大系
続日本紀	元明天皇	和銅七（714年）年二月……戊戌、從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史。	新日本古典文学大系
	元正天皇	養老四（720年）年五月……先是、一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奉上。紀卅卷、系圖一卷。	
扶桑略記	飯豊天皇	此天皇。不載諸皇之系圖。但和銅五年上奏日本紀載之。仍註傳之、諸本有無不同也、	国史大系
	推古天皇	卅二年甲辰…… <small>已上日本紀 。廿二之抄記</small>	
	孝徳天皇	大化二年丙午、……國史云。 白雉四年己丑、…… <small>已上 國史</small>	
	持統天皇	七年癸巳…… <small>已上出日本 書紀第卅卷</small>	
	文武天皇	草壁太子第二子…… 三年乙亥…… 四年庚子…… <small>以下続日本紀 、四十卷署抄 已上 國史 已上 國史</small>	
	元明天皇	和銅七年甲寅正月、令撰國史。	

注 『扶桑略記』は第六（聖武天皇）までの記事を抽出

- ・文中に、所引き文献として『日本記』と記載されているのは『皇代記付年代記』、『日本紀』では『歴代皇紀』、『皇年代略記』です。
 - ・「大記」年号の使用事例は、『皇年代記』の他、『皇代記付年代記』があります。ただし、「大化」年号と混同されて記載されています。
 - ・大部分の文献では持統・文武朝「大化」年号が掲載しています。その場合、孝徳朝と持統・文武朝に、2度にわたって「大化」年号が通用したことになります。
 - ・『廉中抄』は、鳥羽天皇（1187～1123年）の皇女に進上された書物です。
- 故に、朝廷内の公家たちは、現『日本書紀』以外の史書が存在することを承知していた事と思われる。

(2) 史書編纂に関する記事

『日本書紀』等から史書編纂に関する記事を抽出すると表5のとおりです。

その結果、判明したことは、

- ・史書として、一応『日本紀（和銅五年上奏）』、国史（和銅七年令撰）、『日本紀（養老四年奉勅）』があげられます。
 - ・『扶桑略記』では、『日本紀』、『日本書紀』及び『国史』を明確に区別しています。
- その他に、『日本記』もあげられます。

また、養老四年奉勅の『日本記』には系図1巻が添付されていますが、現『日本書紀』には系図はありません。

(3) 現『日本書紀』

『日本書紀』の成立は、通説で、養老四年とされています。

また、『日本紀（記）』は『日本書紀』の事とされています。

しかしながら、大宝以前の年号から推測すると、『日本書紀』は改刪され、年号数を6から3にして、現『日本書紀』となったと思われます。

今回は、『日本書紀』改刪の重松明久説を紹介します。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年代の復元—」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稲荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 9 倭の五王をめぐって
- 10 武王について（検証その2の準備）
- 11 五王の検証（第2の検証）
- 12 天皇と五王の対応
- 13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去
- 14 「皆死去」の事実（検証3の準備）
- 15 実年代で検証する「皆死去」
- 16 天神は神にあらず
- 17 推古天皇の筈がない
- 18 開皇二十年の在位天皇
- 19 継体天皇の検証
- 20 『隋書』倭国伝をめぐって
- 21 倭国と倭国
- 22 二人大王制
- 23 皇后と皇太子
- 24 冠位12等
- 25 国書「日出處」等
- 26 推古朝検証の制約
- 27 推古朝は唐の時代
- 28 推古天皇の崩御年をめぐって
- 29 推古天皇の真の崩御年月日
- 30 記紀伝承の確かさ
- 31 遣隋使と遣唐使
- 32 「二倍年暦」の形
- 33 推古朝の実年表
- 34 聖徳太子の没年月日
- 35 途方もない再検討を迫る
- 36 「二倍年暦」の起原
- 37 推古朝以降の「二倍年暦」
- 38 「二倍年暦」から普通暦への切替
- 39 「二倍年暦」のさらなる疑問

古代史の再検討(11)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

4.1 崇神朝以前と以降をめぐって

我が国が、崇神朝以降持統朝初期まで、元嘉暦を下敷きにした「二倍年暦」ごよみによって紀年を記録していたことは、第16～第19表によって示したように、九分九厘間違い有るまい。太陰太陽暦という複雑極まる元嘉暦を基本にする限り、他に人為的な暦を造作したり操作したりして合致させることは不可能だからである。すなわち、単純に2倍年暦に置き換えた(つまり単純に2回転させた)、その結果の年干支、月名、日付干支等がことごとく一致している。かつ、一ヶ月に15日しかない「二倍年暦」ごよみの中に、推古天皇の崩御年月日その他これまで論じてきた様々な日付干支群が、ちゃんと出現するなどということは、「二倍年暦」ごよみの存在なしにあり得ない。

さて、「二倍年暦」ごよみの存在を確認できる上限は崇神天皇の崩御年までである。それ以前の天皇の崩御年干支は『古事記』に記されていないからである。

すると、こんな疑問が浮かぶ。崇神天皇より前の九代開化天皇以前の時代はどうなっていたのだろうか、という疑問である。

端的に言えば、往時に日本に暦は存在したのか否か、である。『古事記』に記録されていない時代のことなので、むろん正確なことは不明だ。だが、韓国や中国といった大陸側とのつながりはあったから、年紀を示すものが全く皆無だった、とは考えにくい。全く皆無では外交などおよそ不可能であろうから。

この問題を追及する前に、とりあえず、元嘉暦を下敷きにした「二倍年暦」ごよみの時代はどのくらいの期間続いたのか、確認しておこう。

「二倍年暦」ごよみの開始を崇神朝とし、その終期を持統6年として考えると、次のようになる。

第18表に従えば、崇神朝は西暦500年前

後である。そして持統6年は692年である。この間、ざっと二百年。つまり「二倍年暦」ごよみは二百年続いたとみてよく、この間に見いだされる金石文があれば、その紀年は、原則として「二倍年暦」そのものによっている、と考えなければならない。少なくとも、推古朝までのものは。それ以降は場合に応じて普通暦が使われた可能性があるため、推古朝までは、としたのだが、推古朝以降であっても、持統6年までは、原則は「二倍年暦」表記になっている、と考えなければならない。金石文の日付干支が16日以降になっていたら、第18表に照らして、「二倍年暦」表記の可能性を確認しなければならない。

すなわち、こうなる。

ア：崇神朝(西暦500年前後)より前

「二倍年暦」の時代ではあるが、具体的に紀年をどのように表記していたのかは不明。

イ：崇神朝から持統6年まで

この間の二百年は元嘉暦を下敷きにした「二倍年暦」ごよみによっていた。

ウ：持統7年以降

普通暦(太陰太陽暦)

では、アの崇神朝より前、すなわち、九代開化天皇以前の時代はどうなっていたのだろうか、という疑問に戻ろう。

4.2 崇神朝以前の状況

『古事記』に記録のない、五世紀以前、倭の五王の時代以前である。この時代は、中国史書に頼ろうとしても不可である。当然のことだが、中国の元号は登場するが、倭の元号は登場しない。そこで、全く手がかりがないように見える。だが、幸いなことに私たちは金石文という、動かし難い強力な史料群を持っている。

金石文によって、この問題を考えてみよう。

第一。 中平■■■年五月丙午

最古級ということである有名な高塚古墳の環頭大刀銘。

中平は中国の元号で、西暦184～194年に使用された。

第 18 表 普通年曆、二倍年曆対応年干支

西曆	普通曆		二倍年曆		天皇年
	書紀年	干支	干支	天皇年	
491	仁賢 4年	辛未	前：己酉 後：庚戌	崇神	
492	仁賢 5年	壬申	前：辛亥 後：壬子	崇神	
493	仁賢 6年	癸酉	前：癸丑 後：甲寅	崇神	
494	仁賢 7年	甲戌	前：乙卯 後：丙辰	崇神	
495	仁賢 8年	乙亥	前：丁巳 後：戊午	崇神	
496	仁賢 9年	丙子	前：己未 後：庚申	崇神	
497	仁賢 10年	丁丑	前：辛酉 後：壬戌	崇神	
498	仁賢 11年	戊寅	前：癸亥 後：甲子	崇神	
499	武烈 1年	己卯	前：乙丑 後：丙寅	崇神	
500	武烈 2年	庚辰	前：丁卯 後：戊辰	崇神	
501	武烈 3年	辛巳	前：己巳 後：庚午	崇神	
502	武烈 4年	壬午	前：辛未 後：壬申	崇神	
503	武烈 5年	癸未	前：癸酉 後：甲戌	崇神	
504	武烈 6年	甲申	前：乙亥 後：丙子	崇神	
505	武烈 7年	乙酉	前：丁丑 後：戊寅	崇神	
506	武烈 8年	丙戌	前：己卯 後：庚辰	垂仁・景行 ・成務	
507	繼体 1年	丁亥	前：辛巳 後：壬午	垂仁・景行 ・成務	
508	繼体 2年	戊子	前：癸未 後：甲申	垂仁・景行 ・成務	
509	繼体 3年	己丑	前：乙酉 後：丙戌	垂仁・景行 ・成務	
510	繼体 4年	庚寅	前：丁亥 後：戊子	垂仁・景行 ・成務	
511	繼体 5年	辛卯	前：己丑 後：庚寅	垂仁・景行 ・成務	
512	繼体 6年	壬辰	前：辛卯 後：壬辰	垂仁・景行 ・成務	
513	繼体 7年	癸巳	前：癸巳 後：甲午	垂仁・景行 ・成務	
514	繼体 8年	甲午	前：乙未 後：丙申	垂仁・景行 ・成務	
515	繼体 9年	乙未	前：丁酉 後：戊戌	垂仁・景行 ・成務	
516	繼体 10年	丙申	前：己亥 後：庚子	垂仁・景行 ・成務	
517	繼体 11年	丁酉	前：辛丑 後：壬寅	垂仁・景行 ・成務	
518	繼体 12年	戊戌	前：癸卯 後：甲辰	垂仁・景行 ・成務	
519	繼体 13年	己亥	前：乙巳 後：丙午	垂仁・景行 ・成務	
520	繼体 14年	庚子	前：丁未 後：戊申	垂仁・景行 ・成務	
521	繼体 15年	辛丑	前：己酉 後：庚戌	垂仁・景行 ・成務	
522	繼体 16年	壬寅	前：辛亥 後：壬子	垂仁・景行 ・成務	
523	繼体 17年	癸卯	前：癸丑 後：甲寅	垂仁・景行 ・成務	
524	繼体 18年	甲辰	前：乙卯 後：丙辰	垂仁・景行 ・成務	
525	繼体 19年	乙巳	前：丁巳 後：戊午	仲哀	
526	繼体 20年	丙午	前：己未 後：庚申	仲哀	
527	繼体 21年	丁未	前：辛酉 後：壬戌	仲哀	
528	繼体 22年	戊申	前：癸亥 後：甲子	応神	
529	繼体 23年	己酉	前：乙丑 後：丙寅	応神	
530	繼体 24年	庚戌	前：丁卯 後：戊辰	応神	
531	繼体 25年	辛亥	前：己巳 後：庚午	応神	
532	空位	壬子	前：辛未 後：壬申	応神	
533	空位	癸丑	前：癸酉 後：甲戌	応神	
534	安閑 1年	甲寅	前：乙亥 後：丙子	応神	
535	安閑 2年	乙卯	前：丁丑 後：戊寅	応神	
536	宣化 1年	丙辰	前：己卯 後：庚辰	応神	
537	宣化 2年	丁巳	前：辛巳 後：壬午	応神	
538	宣化 3年	戊午	前：癸未 後：甲申	応神	
539	宣化 4年	己未	前：乙酉 後：丙戌	応神	
540	欽明 1年	庚申	前：丁亥 後：戊子	応神	
541	欽明 2年	辛酉	前：己丑 後：庚寅	応神	
542	欽明 3年	壬戌	前：辛卯 後：壬辰	応神	
543	欽明 4年	癸亥	前：癸巳 後：甲午	応神	
544	欽明 5年	甲子	前：乙未 後：丙申	仁徳	
545	欽明 6年	乙丑	前：丁酉 後：戊戌	仁徳	
546	欽明 7年	丙寅	前：己亥 後：庚子	仁徳	
547	欽明 8年	丁卯	前：辛丑 後：壬寅	仁徳	
548	欽明 9年	戊辰	前：癸卯 後：甲辰	仁徳	
549	欽明 10年	己巳	前：乙巳 後：丙午	仁徳	
550	欽明 11年	庚午	前：丁未 後：戊申	仁徳	
551	欽明 12年	辛未	前：己酉 後：庚戌	仁徳	
552	欽明 13年	壬申	前：辛亥 後：壬子	仁徳	
553	欽明 14年	癸酉	前：癸丑 後：甲寅	仁徳	
554	欽明 15年	甲戌	前：乙卯 後：丙辰	仁徳	
555	欽明 16年	乙亥	前：丁巳 後：戊午	仁徳	
556	欽明 17年	丙子	前：己未 後：庚申	仁徳	
557	欽明 18年	丁丑	前：辛酉 後：壬戌	仁徳	
558	欽明 19年	戊寅	前：癸亥 後：甲子	仁徳	
559	欽明 20年	己卯	前：乙丑 後：丙寅	仁徳	
560	欽明 21年	庚辰	前：丁卯 後：戊辰	履中	
561	欽明 22年	辛巳	前：己巳 後：庚午	履中	
562	欽明 23年	壬午	前：辛未 後：壬申	履中	
563	欽明 24年	癸未	前：癸酉 後：甲戌	反正	
564	欽明 25年	甲申	前：乙亥 後：丙子	反正	
565	欽明 26年	乙酉	前：丁丑 後：戊寅	反正	
566	欽明 27年	丙戌	前：己卯 後：庚辰	允恭	
567	欽明 28年	丁亥	前：辛巳 後：壬午	允恭	
568	欽明 29年	戊子	前：癸未 後：壬午	允恭	
569	欽明 30年	己丑	前：乙酉 後：丙戌	允恭	
570	欽明 31年	庚寅	前：丁亥 後：戊子	允恭	
571	欽明 32年	辛卯	前：己丑 後：庚寅	允恭	
572	敏達 1年	壬辰	前：辛卯 後：壬辰	允恭	
573	敏達 2年	癸巳	前：癸巳 後：甲午	允恭	
574	敏達 3年	甲午	前：乙未 後：丙申	安康	
575	敏達 4年	乙未	前：丁酉 後：戊戌	安康	
576	敏達 5年	丙申	前：己亥 後：庚子	空位?	
577	敏達 6年	丁酉	前：辛丑 後：壬寅	空位?	
578	敏達 7年	戊戌	前：癸卯 後：甲辰	空位?	
579	敏達 8年	己亥	前：乙巳 後：丙午	空位?	
580	敏達 9年	庚子	前：丁未 後：戊申	雄略	
581	敏達 10年	辛丑	前：己酉 後：庚戌	雄略	
582	敏達 11年	壬寅	前：辛亥 後：壬子	雄略	
583	敏達 12年	癸卯	前：癸丑 後：甲寅	雄略	
584	敏達 13年	甲辰	前：乙卯 後：丙辰	雄略	
585	敏達 14年	乙巳	前：丁巳 後：戊午	雄略	
586	用明 1年	丙午	前：己未 後：庚申	雄略	
587	用明 2年	丁未	前：辛酉 後：壬戌	雄略	
588	崇峻 1年	戊申	前：癸亥 後：甲子	雄略	
589	崇峻 2年	己酉	前：乙丑 後：丙寅	雄略	
590	崇峻 3年	庚戌	前：丁卯 後：戊辰	雄略	
591	崇峻 4年	辛亥	前：己巳 後：庚午	雄略	清寧~武烈
592	崇峻 5年	壬子	前：辛未 後：壬申	雄略	清寧~武烈
593	推古 1年	癸丑	前：癸酉 後：甲戌	雄略	清寧~武烈
594	推古 2年	甲寅	前：乙亥 後：丙子	雄略	清寧~武烈
595	推古 3年	乙卯	前：丁丑 後：戊寅	雄略	清寧~武烈

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
596	推古 4年 丙辰	前：己卯 清寧～武烈 後：庚辰
597	推古 5年 丁巳	前：辛巳 清寧～武烈 後：壬午
598	推古 6年 戊午	前：癸未 繼体 1年 後：甲申 繼体 2年
599	推古 7年 己未	前：乙酉 繼体 3年 後：丙戌 繼体 4年
600	推古 8年 庚申	前：丁亥 繼体 5年 後：戊子 繼体 6年
601	推古 9年 辛酉	前：己丑 繼体 7年 後：庚寅 繼体 8年
602	推古 10年 壬戌	前：辛卯 繼体 9年 後：壬辰 繼体 10年
603	推古 11年 癸亥	前：癸巳 繼体 11年 後：甲午 繼体 12年
604	推古 12年 甲子	前：乙未 繼体 13年 後：丙申 繼体 14年
605	推古 13年 乙丑	前：丁酉 繼体 15年 後：戊戌 繼体 16年
606	推古 14年 丙寅	前：己亥 繼体 17年 後：庚子 繼体 18年
607	推古 15年 丁卯	前：辛丑 繼体 19年 後：壬寅 繼体 20年
608	推古 16年 戊辰	前：癸卯 繼体 21年 後：甲辰 繼体 22年
609	推古 17年 己巳	前：乙巳 繼体 23年 後：丙午 繼体 24年
610	推古 18年 庚午	前：丁未 繼体 25年 後：戊申 空位？
611	推古 19年 辛未	前：己酉 空位？ 後：庚戌
612	推古 20年 壬申	前：辛亥 空位？ 後：壬子
613	推古 21年 癸酉	前：癸丑 空位？ 後：甲寅
614	推古 22年 甲戌	前：乙卯 空位？ 後：丙辰
615	推古 23年 乙亥	前：丁巳 空位？ 後：戊午
616	推古 24年 丙子	前：己未 空位？ 後：壬子
617	推古 25年 丁丑	前：辛酉 空位？ 後：壬戌
618	推古 26年 戊寅	前：癸亥 空位？ 後：甲子
619	推古 27年 己卯	前：乙丑 空位？ 後：丙寅 安閑 1年
620	推古 28年 庚辰	前：丁卯 安閑 2年 後：戊辰 宣化・欽明
621	推古 29年 辛巳	前：己巳 宣化・欽明 後：庚午
622	推古 30年 壬午	前：辛未 宣化・欽明 後：壬申
623	推古 31年 癸未	前：癸酉 宣化・欽明 後：甲戌
624	推古 32年 甲申	前：乙亥 宣化・欽明 後：丙子
625	推古 33年 乙酉	前：丁丑 宣化・欽明 後：戊寅
626	推古 34年 丙戌	前：己卯 宣化・欽明 後：庚辰
627	推古 35年 丁亥	前：辛巳 宣化・欽明 後：壬午
628	推古 36年 戊子	前：癸未 宣化・欽明 後：甲申

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
629	舒明 1年 己丑	前：乙酉 宣化・欽明 後：丙戌
630	舒明 2年 庚寅	前：丁亥 宣化・欽明 後：戊子
631	舒明 3年 辛卯	前：己丑 宣化・欽明 後：庚寅
632	舒明 4年 壬辰	前：辛卯 敏達 1年 後：壬辰 敏達 2年
633	舒明 5年 癸巳	前：癸巳 敏達 3年 後：甲午 敏達 4年
634	舒明 6年 甲午	前：乙未 敏達 5年 後：丙申 敏達 6年
635	舒明 7年 乙未	前：丁酉 敏達 7年 後：戊戌 敏達 8年
636	舒明 8年 丙申	前：己亥 敏達 9年 後：庚子 敏達 10年
637	舒明 9年 丁酉	前：辛丑 敏達 11年 後：壬寅 敏達 12年
638	舒明 10年 戊戌	前：癸卯 敏達 13年 後：甲辰 敏達 14年
639	舒明 11年 己亥	前：乙巳 空位？ 後：丙午 用明 1年
640	舒明 12年 庚子	前：丁未 用明 2年 後：戊申 崇峻 1年
641	舒明 13年 辛丑	前：己酉 崇峻 2年 後：庚戌 崇峻 3年
642	皇極 1年 壬寅	前：辛亥 崇峻 4年 後：壬子 崇峻 5年
643	皇極 2年 癸卯	前：癸丑 推古 1年 後：甲寅 推古 2年
644	皇極 3年 甲辰	前：乙卯 推古 3年 後：丙辰 推古 4年
645	大化 1年 乙巳	前：丁巳 推古 5年 後：戊午 推古 6年
646	大化 2年 丙午	前：己未 推古 7年 後：庚申 推古 8年
647	大化 3年 丁未	前：辛酉 推古 9年 後：壬戌 推古 10年
648	大化 4年 戊申	前：癸亥 推古 11年 後：甲子 推古 12年
649	大化 5年 己酉	前：乙丑 推古 13年 後：丙寅 推古 14年
650	白雉 1年 庚戌	前：丁卯 推古 15年 後：戊辰 推古 16年
651	白雉 2年 辛亥	前：己巳 推古 17年 後：庚午 推古 18年
652	白雉 3年 壬子	前：辛未 推古 19年 後：丙申 推古 20年
653	白雉 4年 癸丑	前：癸酉 推古 21年 後：甲戌 推古 22年
654	白雉 5年 甲寅	前：乙亥 推古 23年 後：丙子 推古 24年
655	齊明 1年 乙卯	前：丁丑 推古 25年 後：戊寅 推古 26年
656	齊明 2年 丙辰	前：己卯 推古 27年 後：庚辰 推古 28年
657	齊明 3年 丁巳	前：辛巳 推古 29年 後：壬午 推古 30年
658	齊明 4年 戊午	前：癸未 推古 31年 後：甲申 推古 32年
659	齊明 5年 己未	前：乙酉 推古 33年 後：丙戌 推古 34年
660	齊明 6年 庚申	前：丁亥 推古 35年 後：戊子 推古 36年
661	齊明 7年 辛酉	前：己丑 舒明 1年 後：庚寅 舒明 2年

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
662	天智 1年 壬戌	前：辛卯 舒明 3年 後：壬辰 舒明 4年
663	天智 2年 癸亥	前：癸巳 舒明 5年 後：甲午 舒明 6年
664	天智 3年 甲子	前：乙未 舒明 7年 後：丙申 舒明 8年
665	天智 4年 乙丑	前：丁酉 舒明 9年 後：戊戌 舒明 10年
666	天智 5年 丙寅	前：己亥 舒明 11年 後：庚子 舒明 12年
667	天智 6年 丁卯	前：辛丑 舒明 13年 後：壬寅 皇極 1年
668	天智 7年 戊辰	前：癸卯 皇極 2年 後：甲辰 皇極 3年
669	天智 8年 己巳	前：乙巳 大化 1年 後：丙午 大化 2年
670	天智 9年 庚午	前：丁未 大化 3年 後：戊申 大化 4年
671	天智 10年 辛未	前：己酉 大化 5年 後：庚戌 白雉 1年
672	天武 1年 壬申	前：辛亥 白雉 2年 後：壬子 白雉 3年
673	天武 2年 癸酉	前：癸丑 白雉 4年 後：甲寅 白雉 5年
674	天武 3年 甲戌	前：乙卯 齊明 1年 後：丙辰 齊明 2年
675	天武 4年 乙亥	前：丁巳 齊明 3年 後：戊午 齊明 4年
676	天武 5年 丙子	前：己未 齊明 5年 後：庚申 齊明 6年
677	天武 6年 丁丑	前：辛酉 齊明 7年 後：壬戌 天智 1年
678	天武 7年 戊寅	前：癸亥 天智 2年 後：甲子 天智 3年
679	天武 8年 己卯	前：乙丑 天智 4年 後：丙寅 天智 5年
680	天武 9年 庚辰	前：丁卯 天智 6年 後：戊辰 天智 7年
681	天武 10年 辛巳	前：己巳 天智 8年 後：庚午 天智 9年
682	天武 11年 壬午	前：辛未 天智 10年 後：壬申 天武 1年
683	天武 12年 癸未	前：癸酉 天武 2年 後：甲戌 天武 3年
684	天武 13年 甲申	前：乙亥 天武 4年 後：丙子 天武 5年
685	天武 14年 乙酉	前：丁丑 天武 6年 後：戊寅 天武 7年
686	朱鳥 1年 丙戌	前：己卯 天武 8年 後：庚辰 天武 9年
687	持統 1年 丁亥	前：辛巳 天武 10年 後：壬午 天武 11年
688	持統 2年 戊子	前：癸未 天武 12年 後：甲申 天武 13年
689	持統 3年 己丑	前：乙酉 天武 14年 後：丙戌 朱鳥 1年
690	持統 4年 庚寅	前：丁亥 持統 1年 後：戊子 持統 2年
691	持統 5年 辛卯	前：己丑 持統 3年 後：庚寅 持統 4年
692	持統 6年 壬辰	前：辛卯 持統 5年 後：壬辰 持統 6年
693	持統 7年 癸巳	癸巳 持統 7年
694	持統 8年 甲午	甲午 持統 8年

注1：『古事記』による二倍年暦紀年により作成。

2：十代崇神天皇～二十五代武烈天皇までは在位年限不明。

3：継体天皇以降は『日本書紀』の在位を参考にした。

4：「空位？」は、前後の天皇の在位年数を『日本書紀』より長く取れないと考えると、『古事記』の崩御年に従う限り天皇不在期間となる。

5：「書紀年」は、『日本史年表』（東京堂出版）を参照して作成。

第二。 赤烏元年五月廿五日

山梨県瓜塚古墳の半円方形帯神獸鏡銘文。

赤烏は中国の元号で、元年は238年。

第三。 景初三年

大阪府黄金塚古墳の半円方形帯神獸鏡銘文。

景初は中国の元号で、三年は239年。

第四。 ■始元年

兵庫県森尾古墳の重列式神獸鏡銘文。

■は読みにくい、正始と解説されている。むろん、正始は中国の元号で、元年は240年。

第五。 泰■四年五月十六日

奈良県石上神宮の七支刀銘文。

泰■は泰和や泰始説があるが、むろん、いずれも中国の元号。泰和四年なら369年、泰始四年なら268年。

第六。 癸未年八月日十大王年

和歌山県隅田八幡神社の人物画像鏡銘文。

ここに至って初めて無元号での年干支が登場する。503年に当てる説が多い。が、この時代は「二倍年暦」時代に入っており、銘文の辛未年は、第18表に従えば、508年ないしその30年前の478年となる。

もういいだろう。第一から第五の例でお分りのように、5世紀までの金石文にはいずれも中国の元号が刻まれている。

このことは何を意味しているのであろう。三世の卑弥呼の国が外交文書を交わしていたことは「魏志倭人伝」に記されている。つまり文字を読み書きする人々が三世にはいたことを示している。まして四世紀、五世紀ならなおさらである。

たとえば、『宋書』倭国伝、太祖元嘉二年（西暦425年）の条から少し後の記事に、次のように記されている。

自稱使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王。

このときの倭王は珍だが、その珍は自ら「六國諸軍事安東大將軍倭國王」と自称した、というのである。自称だけではなく、直後に続く文章で珍は実際に叙位を求めたことが分かる。後年珍は宋の文帝から「六國諸軍事」を抜いた「安東大將軍」位を与えられている。

この一例から明かなように、文字の読めない

倭王が、大將軍位を自称したり、叙位を求めたり、叙位を受けたりはしない。

以上の結果から、西暦500年頃までは、倭国は普通の一年を二年と数えていたのみで、中国暦によっていた形跡は認められず、年紀が必要な場合は、中平だの赤烏だのといった中国元号を使用したらしいことが見て取れる。

この点をはっきりさせるため、私は第六に「人物画像鏡銘文」を掲げた。国内の記録としても外交交渉としても、年紀が必要な場合は、中国元号を使用したのではないか、というのが私の推定である。「人物画像鏡銘文」のように、無元号でいきなり年干支が記されるようになって初めて我が国は、独自の「二倍年暦」ごよみを持つようになったと考えられるのである。

だが、そうだとすると、すなわち、500年前後以降は原則として「二倍年暦」表記だったとすれば、やはり外交交渉等で絶対年紀が必要な場合は、どのようにしたのか、という疑問が浮かんで来る筈である。

4.3 那須国造碑が物語るもの

このような疑問は、現在なら簡単に答えることができよう。西暦を使用すればよい。国内の元号が和銅であろうと養老であろうと構わない。たとえば、次のように表記すればよい。

『古事記』の成立：712年（和銅5年）

『日本書紀』の成立：720年（養老4年）

もとより和銅や養老が「二倍年暦」表記の時代の元号だとしても、全く同様に表記すれば何の支障もないこと、強調するまでもあるまい。

だが、今問題にしている西暦500年前後から持続6年（692年）までの、ざっと二百年間。いわゆる「二倍年暦」ごよみの時代だが、この時代に西暦が伝わっていた形跡はない。たとえ一部の人々に伝わっていたとしても、記紀の記述による限り、朝廷に西暦が伝わっていた形跡は全くない。それどころか我が国は、江戸時代に至るまで西暦を使用したり併記したりした形跡はない。

では、遠い古代の6世紀、7世紀の時代はどのようにしていたのだろうか。この疑問に答えられなければ「二倍年暦」ごよみもいまいち完全

とは言い切れない。

だが、この疑問に答える絶好の金石文を私たちは得ている。栃木県の笠石神社に祀られている「那須国造碑」がそれである。『国史大辞典』（吉川弘文館）に掲載されている釈文を紹介しよう。

永昌元年己丑四月飛鳥清御原大宮那須国造
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
照一命之期連見再甦碎骨挑髓豈報前恩是以
曾子之家无有孺子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喻字故無翼張飛无根更固

書き出しの部分で分かるように、「永昌元年（己丑年）四月、飛鳥清御原大宮より、那須国造の那須直韋は評督に任ぜられ、これを顕彰するため、庚子年正月、意斯麻呂等が石碑に銘文を刻印した」というのである。

ここにいう永昌元年（己丑年）は中国の元号で、西暦689年のことである。ただ一点不思議なことがある。飛鳥清御原大宮とは天武朝のことだが、西暦689年といえば、天武天皇崩御後、3年余も経っている。持統朝3年目に当たっている。当時、持統は天皇に即位していなく、皇后位にあった。意斯麻呂等が石碑を建立したのは、碑文にあるように、庚子年正月のことである。庚子年は文武天皇四年（700年）、永昌元年から11年も経過している。持統天皇も文武天皇も藤原京の時代である。文武天皇の時代に、裸でいきなり「飛鳥清御原大宮」といえば天武天皇を指していた筈だ。持統朝を指すなら、「藤原宮」ないし「藤原大宮」と刻印する筈である。いや、まだ皇后位にあった時代であるから、「高天原広野姫之御宇」といった表記だった可能性が高い。いずれにしても、持統天皇がいきなり「飛鳥清御原大宮」と刻印されるのは著しく不自然であること、否めない。

ところが、西暦689年当時は、いまだ「二倍年暦」ごよみの時代と理解すれば、全く問題がなくなる。第18表から明らかなように、689年4月は、天武天皇14年に当たっている。まさに、「飛鳥清御原大宮」と刻印されるにぴつ

たりの年代なのである。

だが、ここで私が言いたいのはこのことではない。天武朝が「二倍年暦」ごよみの時代であったことは、前回までの論証でとくに証明を終了している。したがって、「那須国造碑」が「二倍年暦」ごよみの存在の裏付けとなっているのは、単に目下の問題の論証に伴って発生した副産物に過ぎない。同碑を「二倍年暦」の証明に使用するつもりなら、前回までにとくに使用していただろう。

本題に戻ろう。

目下の問題は、外交交渉等で絶対年紀の表記が必要な場合、どのようにしていたのか、である。賢明な読者諸氏のこと、即座にご回答されるに相違ない。そう。当時、絶対年紀の表記が必要な場合は、「中国元号プラス天皇名」によっていたと考えられるのである。「那須国造碑」が明瞭にそのことを語っている、と私は考えている。

これによって、「二倍年暦」表記と「絶対年代」表記が同時存在できることが分かる。ちょうど、西暦と日本年号が同時存在しているように・・・。

ただ、一点疑問がある。永昌元年（己丑年）と文武天皇四年とではわずか11年しか離れていない。11年前は普通年暦ではなく、「二倍年暦」の時代だった。そんな近い時代のことを、人々（すなわちここでは意斯麻呂等であるが）は、忘れてしまっていたのだろうか。かれらは当時「二倍年暦」の時代だったことに気づいていなかったのだろうか。

むろん、忘れていた筈もないし、気づいていなかった筈もない。ちゃんと覚えていたのだ。その証拠が「那須国造碑」自体に刻まれている。その動かぬ証拠。それは天武天皇14年の場合は、わざわざ「永昌元年己丑」と中国元号で表記しているのに、文武天皇四年の場合は、単に「歳次庚子年正月」としている。同年が永昌年間であるから元号を省略したのではない。永昌後元号は矢継ぎ早に変わり、文武天皇四年（700年）は、聖暦三年が中国の元号なのである。意斯麻呂等は天武天皇14年「二倍年暦」の時代だったことにちゃんと気づいていた。気づいていたからこそ、わざわざ絶対年代を示す

「中国元号プラス天皇名」によって表記したのである。

4.4 『日本書紀』が語る季節

ここまで来れば、本論もいつ終了してもよい段階に入った。「二倍年暦」が行われた時期も、その具体的な形も明らかになった。数々の検証も行ってきた。これ以上論証を続けるのは蛇足、とのお叱りを被っても致し方ない地点に到達しつつあると考えてよかろう。

だが、終了に入る前に、最後に、ガラリと視点を変えて、『日本書紀』が語る季節について考察してみたい。

『日本書紀』の記載に、はっきり季節を伺わせるに足るカ所は非常に少ない。和歌や物語などとは異なるから当然といえば当然だ。しかし皆無ではない。

「二倍年暦」表記が行われているのは、『古事記』である。天皇の崩御年月日にそれがあらわれている。その崩御年月日は三十代敏達天皇以降連続して記載されている。敏達天皇の四代前の二十六代継体天皇までは、比較的『日本書紀』記載の各天皇の在位年数を半分にした数値が『古事記』記載の崩御年によく合致している。

第18表もその観点から作成してある。

ここでは、ターゲットを広めにとり、二十六代継体天皇まで遡って『日本書紀』の記載を調べてみることにしよう。

誰の目にも季節がはっきりうかがえるのは冬季である。雪、霜、氷柱（ツララ）、霰（ミズレ）、厳寒といった現象に照準を当てて二十六代継体天皇から四十一代持統天皇までの記事を全部調べてみればよい。このような文字でも、人名に使用されたり、雪（そそぐ）といった風に漢字固有の意味で使用されたりしている例がある。それらの例は除いて考えればよい。

すべて調べた所、拾い漏れがない限り、全部で8カ所見つけた。非常に少ないと考えるべきか、あるいはまあまあ数の事例と考えるべきかはさておいて、そのすべてを紹介すると以下のとおりである。

① 推古34年（書紀の紀年で626年：第18表に基づく実年で659年後半。以下同）

○三月、寒以霜降。

○六月、雪也。是歳自三月至七月、霖雨。

② 推古36年（628年：実660年後半）

○夏四月壬午朔辛卯、霽零大如桃子。壬辰、霽零大如李子。

③ 皇極2年（643年：実668年前半）

○二月辛巳朔庚子、桃花始見。乙巳、霽傷草木花葉。是月風雷雨氷。行冬令。

○三月辛亥朔乙亥、霜傷草木花葉。是月、風雷雨氷。行冬令。

○夏四月庚辰朔丙戌、大風而雨。丁亥、風起天寒。己亥、西風而霽。天寒。人着綿袍三領。甲辰、近江国言霽下。其大徑一寸。

④ 皇極3年（644年：実668年後半）

○三月、……倭国言、頃者菟田郡人押坂直、将一童子欣遊雪上登菟田山、便看紫菌挺雪而生高六寸余。

⑤ 天武元年（672年：実682年後半）

○六月辛酉朔乙酉、以皇后疲之、暫留輿而息然夜嚏欲雨。不得淹息而進行。於是、寒之雷雨已甚。從駕者衣裳湿、以不堪寒。乃到三重郡家、焚屋一間而令燠寒者。

⑥ 天武6年（677年：実685年前半）

○十二月己丑朔、雪不告朔。

⑦ 天武11年（682年：実687年後半）

○秋七月壬辰朔戊午、是日、信濃国、吉備国並言、霜降亦大風、五穀不登。

⑧ 朱鳥元年（686年：実689年後半）

○三月辛丑朔庚戌、雪之。

これでお分かりのように、冬季を伺う事例は三十三代天皇の推古紀になって初めてあらわれる。二十六代継体天皇から三十二代崇峻天皇に至る記事には全く登場しない。

それはさておき、以上の8例すべてについて検討してみよう。

先ず第一例。推古34年の条。

「3月に霜が降りて寒かった。6月には雪が降った」とある。

これを普通暦のこととすると、実に奇妙である。3月は現在なら4月ないし5月。春の最盛期。「霜が降りて寒かった」という時期ではない。もっと奇妙なのは6月。現在なら7月ないし8月。真夏だ。真夏の和は暑い。まちがっても雪は降るまい。

これを第18表に従った後半年とすれば、ぴったりである。第19表等で確認できるように、「二倍年暦」ごよみでは3月は普通暦の9月前半に当たる。9月は現在なら10月ないし11月。地球温暖化など進行していない当時なら、「霜が降りて寒かった」という表現はぴったりである。そして6月。普通暦の10月後半に当たる。現在なら12月当たり。雪が降ってなんら不思議はない。

続いて第二例。推古36年の条。

「夏4月に、桃やスモモのような大きさの雹零（アラレ）が降った」とある。これも4月は現在なら5月ないし6月で、不自然。「二倍年暦」ごよみの後半年の4月なら秋冬期でぴったりだ。

次は第三例。皇極2年の条。

「2月と3月にアラレが降って草花を傷め、ミゾレまじりの風が激しく吹いた。冬の行事が行われた」とある。2月と3月は現在なら春の真っ最中。「冬の行事が行われた」という表現がやや不自然だが、春にアラレやミゾレが降ることも珍しくないだろうから、ここまではよい。

不自然なのは、夏4月のくだり。「4月下旬（己亥（20日）になって、アラレが降り、寒くて人々は綿入れの着物を着ていた」というのである。4月下旬といえば、現在なら6月に入る頃である。不自然である。4月下旬がそのまま現在の太陽暦なら、寒い日がないとはいえないけれど・・・季節が1、2ヶ月ずれていることは否めない。

では、「二倍年暦」ごよみならどうか。この年は前半年。2月と3月は普通暦でも2月と3月。が、4月は普通暦では3月のままである。

3月と4月下旬では一ヶ月余異なる。微妙な違いだが、現在の4月なら「アラレが降り、寒くて人々は綿入れの着物を着ていた」という日があっても不自然とは言えないだろう。

続いて第四例。皇極3年の条。

「3月に倭国（ヤマトノクニ）の人が申した。菟田郡の押坂という人がある子を連れて、菟田山に登ったところ、雪の中から高さ6寸ほどのキノコが生え出ていたので、喜んだ」とある。

現在の季節でいうと、3月は、普通暦なら4月から5月、「二倍年暦」（後半年）なら10月頃。微妙だが、両暦とも雪はあり得る。

次は第五例。天武元年の条。

これは、天武天皇が六月辛酉朔壬午（22日）に挙兵した記事に続く記載である。その三日後の乙酉（25日）、天武一行は鈴鹿関近辺にさしかかるが、雨が激しく、極寒に耐えられず、家を一軒燃やして暖を取った、という趣旨の記事である。

この記事はもう解説するまでもなからう。6月は現在なら真夏の時期だから、一軒燃やして暖を取らなければならないことなどあり得ない。

「二倍年暦」後半年だからこそ理解できる記事なのである。

続いて第六例。天武6年の条。

「12月1日は雪で、ついたちであることの伝令がおこなわれなかった」とある。

これは、普通暦はもとより、「二倍年暦」の前半年の12月（普通暦の1月）でも、雪が降るのは当然で理解できる。

さらに続いて第七例。天武11年の条。

「7月戊午（27日）に信州（長野）や吉備（岡山）の国では、霜が降りて大雨だった」というのである。7月はまだ残暑の残る8月から9月にかけての時期。「二倍年暦」後半年の7月と考えないと理解困難だ。

そして、最後の第八例。朱鳥元年の条。

「3月庚戌（10日）に雪が降った」とある。

これは、第一例と同じく3月。現在なら春の最盛期。「二倍年暦」後半年の3月でないと理解し難い。

以上、ややくどかったかも知れないが、全八例に渡って記したのはほかでもない。ほぼ、すべての例が「二倍年暦」ごよみに照らせば、極めて自然な季節現象であることを分かっていたいただきたいからである。少なくとも、普通暦では著しく不自然な現象であることは否めないの

ある。

ただし、厳密にいうと、推古天皇の崩御年月日の扱い方を思い起こせば、百パーセント『日本書紀』の記載が正しい、とは言い切れない。月名と日付干支は原記録を尊重しているようであるが、原記録の当該月に日付干支が登場しない場合は、年をずらした可能性があるからである。もっとも、月さえ尊重されていれば、影響はないが・・・。

推古天皇の崩御月のほかに、前回（10）論じた壬申の乱でも『日本書紀』は原記録の6月を尊重している。ただ、くどいようだが、月が動かされた形跡がないのか、確認する必要があると思う。

結論。ぎりぎりの厳密さは欠くかも知れないが、『日本書紀』が記す全用例からいって、『日本書紀』の編著者が用いた原記録は、「二倍年暦」ごよみによっていた、と考えざるを得ない。これまでに論じてきた、「二倍年暦」の数々の証拠に加えて、こうした季節面においても「二倍年暦」が確認づけられる、といわざるを得ないのである。

今回、本論の総まとめに入ろうと思ったが、紙数が尽きてしまった。

最終回は次回に持ち越しとしたい。

1 2月例会報告

○ 二人の天子と「仁王経」

－『隋書』「倭国伝」日出ずる処の天子についての新理解－

岐阜市 竹内 強

『隋書』倭国伝の中の多利思北孤が何故北朝である隋に遣使を送ったのか。

「日出処の天子、日没処の天子に書を致す・・・」の国書を送っているがその意味するところは何か。

これらの疑問を解決できるカギに

- ・仏教があり特に「仁王般若経」「大智度論」の二つの経典とが有る事。
- ・さらに煬帝と天台の高僧智顛との関係。

・隋が高句麗との戦いで苦戦したこと、特に海戦で手痛い打撃を受けたことが倭国に接近した理由ではないか。

『日本書紀』では天武5年（676年）に初めて仁王経の記述が現れる。九州年号の「仁王」（623～635年）は、これ以前に九州王朝には仁王経が伝わっていたことを示すものではないか。

このことから多利思北孤が九州王朝の天子であり、定説で言う聖徳太子ではないと思われる。

○ 「小野毛人墓誌について」

－古田武彦説の紹介－

東大阪市 横田幸男

今古田史学の会では、700年の九州王朝から大和朝廷への政権の転換時の問題について注目が集まっている。

たとえば大化の改新が645年でなく695年のことである。乙巳の変（天智が蘇我入鹿を殺した）は、従来通りあるいは白村江の戦い前（662年前）など解釈が行われている。

今『日本書紀』の解釈に定点を入れる金石文の理解が必要であると思いますので紹介しました。

1 古田武彦氏は、2008年11月8日～9日に東京八王子市の大学セミナーハウスで行われた第五回古代史セミナー「日本古代史新校 自由自在」において、九州の「飛鳥」（福岡県小郡市）の論証の一つとして、江戸時代に京都比叡山麓から出てきた墓誌について説明された。

○ 墓誌銘文

（表）飛鳥浄御原宮治天下天皇

御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

（裏）小野毛人朝臣之墓

營造歳次丁丑年十二月上旬即葬

墓誌の銘文と『日本書紀』・『続日本紀』と比べると食い違いがある。

①、「飛鳥浄御原宮治天下天皇」と「丁丑」から天武6年（677年）とされているが、天武より八色の姓の「朝臣」位が制定されたのは7年後の天武13年（684年）です。

②、『続日本紀』に「小野朝臣毛野」が亡くなっ

た記事がある。毛野は「大徳冠妹子の孫、小錦中毛人の子也」とされている。

墓誌銘では毛人は大錦上とされている。

2 「飛ぶ鳥の“アスカ”」確認の研究実験の最中、金石文に散見される「飛鳥浄御原宮治天下天皇」（他にも唐の年号永昌元年の年号がある那須国造直韋提碑）は、本当に近畿の天皇・天武天皇のことかと上条氏より示唆を受けた。

それで考えていくと九州の天皇でも問題はない。（唐の天子に対するナンバー2としての天皇である。他の論証などはここでは略。）

それで「飛鳥浄御原宮治天下天皇」は、どのように理解するか。今のところ「飛鳥浄（ジョウ）御原（ミバル）宮治天下天皇」と理解する。九州には、姓名・地名の「城島」「城」「都城」などがたくさんあり、しかも構えた城郭としての城しろでなく平らところがほとんどである。

ですから「飛鳥浄御原宮」は、水路としての「飛ぶ鳥の“アスカ”」に囲まれたところ、福岡県小郡市の県立三井高校（中世には平城が築かれていた。）の地が考えられる。

○ 二倍年暦考

半田市 土井真人

以下について、発表・照会しました。

1、二倍年暦を考える

二倍年暦の仕組みについて、元嘉暦の知識が得られているであろう7世紀段階では二倍年暦も体系化されていた可能性が高いと思われるので、推測を試みました。

『魏略』の記述や『古事記』上の記録を基にして、以下の如くの太陰太陽暦を推測して提起しました。

概略は次の通りです。（表参照）

- ①普通の各種太陰太陽暦と同様に24節気を月決めつきの基準とする。ただし二倍年暦であるので中気だけでなく節気も連続して用いる。春分および秋分を含む（半月）を正月とし、清明および寒露を2月、というふうふうに順次各節気に月を割り付ける。節気が入らない（半月）を閏月とする。
- ②新月および満月の日を朔日として各月を構成1ヵ月が15日または14日。

二倍年暦		
月	二十四節気	
正月	春分	秋分
二月	清明	寒露
三月	穀雨	霜降
四月	立夏	立冬
五月	小満	小雪
六月	芒種	大雪
七月	夏至	冬至
八月	小暑	小寒
九月	大暑	大寒
十月	立秋	立春
十一月	処暑	雨水
十二月	白露	啓蟄

2、「スサノヲ」に関しての問いかけ

イワクラサミット2008に参加し聴講した研究発表の中で、古代遺跡研究所の中島和子所長が「スサノヲ」を表している古代文字の存在を国内で探している、北米インディアンカントリーにて岩に刻まれているのは現地で確認している、との発表がありましたのでこの件を紹介しました。

現物でなくとも書誌等掲載のものでもよいので情報があればお知らせください。

○ 古代逸年号の原形（1）

瀬戸市 林 伸禧

古代逸年号の原形については、丸山晋司氏が発表したいわゆる「丸山モデル」があり、これを念頭に改めて原形を確認することとした。

『二中歴』を始め31本の年代記・王代記等の内、次に該当する年代記等を除いて調査した。

- ・『日本書紀』と同じ年号（元年干支、通用期間）を有しているもの。
 - ・天武紀の期間に白鳳元年を有しているもの。
- 以上から、該当する21本について、内容を調査したところ、次のようだった。
- ①「善記」から「朱雀」までは、名称が異なるものもあるが、元年干支・通用期間はほぼ一致した。
 - ②朱雀以降大宝以前までの年号群は、次のような5類型に分けられた。

年号・通用期間				類型	年代記数量	備考		
朱雀 2	朱鳥 9	大化6		大長9	①	1		
		大化3	大長3	大宝3	慶雲4	②	3	二中歴
		大長6				③	1	海東諸国記
		大長6				④	1	
	大化6	大長9				⑤	1 5	丸山モデル
				計	2 1			

このことから、次のような課題を検討する必要が生じた。

- ①朱鳥年号は存在したか。
 - ②大長年号は大宝年号等と重複していたか。
- その他に、次の事項を検討する必要がある。
- ③継体年号は存在したか。
- 以上の内容を報告した。

○ 古代逸年号の原形（2）

瀬戸市 林 伸禧

「古代逸年号の原形（1）」に引続いて、「年代記・王代記」以外の文献で、「大長」年号を掲載している文献を調査したところ、次のようだったと報告した。

- ・9本の文献の内、元年干支が判明するのは6本。
- ・うち、5類型に該当するものは『鳳来寺興起（⑤）、八宗伝来集（⑤）』の2本だった。
- ・それ以外は、元年干支が「辛未（『開聞古事縁起』）、辛酉（『長享銘尽』）、甲辰（『運歩色葉集』、『伊予三島縁起』）であった。

なお、出席者から『伊予三島縁起』を大長年号を有する文献とする事について、異論があった。

○ 古代史の再検討（10）

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

今回も筆者である私自らが、拙論を朗読する形で報告を行った。

先ず、普通年暦の年干支と2倍年暦の年干支を対応させた表（第18表）を作成して発表を行った。同表は、今後、日本史の年表を作成す

る際、不可欠の表となり得ることを説明した。

同表は、推古天皇や聖徳太子の真の崩御年を示しているばかりか、天武天皇による壬申の乱の真の勃発年月を示していることもあわせて説明した。

「二倍年暦」の存在は理解できるが、元嘉暦の閏月を「二倍年暦」ではどのように置閏したのだろうか、という質問が出た。「二倍年暦」でも閏月は元嘉暦の閏月の位置に置いたのではないか、というのが私の考えだが、なお、研究の余地あり、と回答した。

1月例会に参加を

日時：1月18日（日）午後1時30分～5時
第3日曜日です。

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

参加料：500円（会員無料）

今後の予定

2月例会：2月15日（日）名古屋市市政資料館

3月例会：3月8日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意します。